協議事項	その他福祉事業について(1)	関係項目	社会福祉協議会
調 整 の 内 容	1. 社会福祉協議会については、社協の合併の動向により、速やかに調整を 2. 委託事業については、社協を含む民間等が独自で事業所指定を受け事業所 へルプ事業、デイサービス事業等)は、独自に事業所指定を受けるよう。 3. 社会福祉協議会の負担金・補助金については、統一した算定基準を設け、 4. 事業主体が市町村と定められ、運営のみ委託している事業については、ま	展開できる事業(支援費制 求め、合併後の委託事業の 合併後の財政計画等を認	とはしない方向で調整を図る。 踏まえながら速やかに調整を図る。

説 明 資 料					
区分	Л	調整方針の			
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容
社会福祉協議会	名称	名称	名称	名称	
	鷹巣町社会福祉協議会	合川町社会福祉協議会	森吉町社会福祉協議会	阿仁町社会福祉協議会	社会福祉協議会の組織
	事務所の位置	事務所の位置	事務所の位置	事務所の位置	については、社会福祉
	鷹巣町宮前町9-68	合川町新田目字大野 71 - 1	森吉町米内沢字寺の上85	阿仁町銀山字上新町 71 - 1	協議会の合併の動向に
	(鷹巣町地或福祉センター内)		(森吉町保健センター内)	(阿仁町保健・福祉センター内)	より速やかに調整を図
	役員定数	役員定数	役員定数	役員定数	ర 。
	・理事 12名	・理事 10名	・理事 7名	・理事 13名	
	・評議員 25名	・評議員 25名	・評議員 15名	・評議員 2 7名	
	・監事 3名	·監事 3名	·監事 2名	·監事 3名	
	事務局職員 5名	事務局職員 4名	事務局職員 4名	事務局職員 4名	
		(臨・職員等含む)		(闘・職員等含む)	
	事業部局職員 139名	事業部局職員 21名	事業部局職員 46名	事業部局職員 41名	
	(臨時職員等含む)	(臨寺職員等含む)	(臨時職員等含む)	(臨時職員等含む)	

協 議 事 項 その他福祉事業について 関係項目 社会福祉協議会

説明資料						
区分	鷹	調整方針の				
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
町委託事業	 ・ホームヘルプ事業 ・身体障害者ホームヘルプ事業 ・児童ホームヘルプ事業 ・児童ホームヘルプ事業 ・児童ホームヘルプ事業 ・地域高祉Cデイサービス事業 ・地域高祉C契的障害者デイサービス事業 ・地域高祉C知的障害者デイサービス事業 ・力づれこデイサービス事業 ・カプルンディサービス事業 ・カプルンディサービス事業 ・カプルンディサービス事業 ・カプルンディサービス事業 ・カブルンディサービス事業 ・カブルンディサービス事業 ・カブルンディサービス事業 ・カブルンディサービス事業 ・お問入浴介護事業 ・身体障害者訪問入浴介護事業 ・カアン・・おいます。 ・児童館運営事業 ・児童館運営事業 ・空に一を関する ・空に、 ・空に、 ・空に、 ・カリン・・カリン・・カリン・・カリン・・カリン・・カリン・・カリン・・カリン	・認定調査 ・老人憩いの家管理事業 ・心配ごと相談所事業 ・外出支援サービス事業 ・緊急通報システム事業	・在宅介護支援センター事業 ・学童保育事業 ・老人憩いの家管理事業 ・生活支援ハウス管理運営事業 ・心配ごと相談所事業 ・緊急通報システム事業 ・軽度生活援助事業 ・生きがい活動支援通所事業 ・食の自立支援事業 ・家族介護用品支給事業 ・生活管理指導員派遣事業 ・介護保険デイサービス事業 ・高齢者実態把握事業 ・外出支援サービス事業	 ・児童館運営事業 ・養護老人ホーム運営事業 ・軽度生活援助事業 ・配食サービス事業 ・家族介護用品支給事業 ・生きがい生活支援事業 ・訪問介護事業 ・身体障害者訪問介護事業 ・精神障害者訪問介護事業 	委託事業については、社協を含む民間等が独自で事業所指定を受け事業展開できる事業(支援費制度及び介護保険制度によるホームヘルプ事業、デイサービス事業所指定を受けるよう求め、合併後の委託事業とはしない方向で調整を図る。事業主体が市町村と定められ、運営のみ委託している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

協議事項その他福祉事業について関係項目社会福祉協議会

説明資料						
区分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容	
町補助事業	・社会福祉協議会運営費負担金	 ・社会福祉協議会運営費補助金 ・還暦祝補助金 ・ボランティアセンター運営補助金 ・福祉教育推進事補助金 ・紙おむつ事業補助金 ・民協調査活動補助金 ・敬老祝い金支給事業補助金 ・施設入所児童助成金 ・低所得世帯児童等修学旅行助成金 ・乳幼児入院時給食費助成金 ・共同作業所等通所費助成金 ・集落福祉活動促進事業補助金 	・社会福祉協議会運営費補助金 ・ネットワーク活動が進事業補助金 ・福祉と健康の集い補助金 ・身体障害者体育大会助成金 ・いきいきサロン事業補助金 ・広報発行補助金	 ・社会福祉協議会運営費補助金 ・ネットワーク活動指進事業補助金 ・心配ごと相談所事業補助金 ・在宅福祉活動促進補助金 	負担金・補助金については、統一した算定基準を設け、合併後の財政計画等を踏まえながら速やかに調整を図る。	

協議事項	その他福祉事業について(2)	関係項目	乳幼児福祉医療事業
調整の内容	1.乳幼児福祉医療事業(町単独事業分)については、合併時までに調整を	図る。	

説明資料							
区分		鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	具体的内容		
乳幼児福祉医療事業 (町単独事業分)	該当なし	助成対象者 県の所得基準額を超えた乳幼児から就学前児童まで 助成内容 通院及び入院費 実績 件数 540件 助成額 1,518,931円	助成対象者 県の所得基準額を超えた乳幼児から就学前児童まで 助成内容 通院及び入院費 実績 件数 961件 助成額 2,171,000円	助成対象者 小学校入学時から中学校卒業時 まで(所得制限なし) 助成内容 入院費 実績 件数 3件 助成額 94,220円	合併時までに調整を図る。		